

グローバルモビリティ

September 2017



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2017 年 1 月時点で、世界 79 ヶ国に業務を展開し、18,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

グローバルモビリティ

経済の一層のグローバル化は人材の一層のグローバル化と同義語といえるでしょう。

この環境は企業にとって大きなチャレンジをもたらすものとなっています。

とりわけ、アジアを中心とした新興国における国際業務の増加に伴い、このような国際的業務に従事する人材にかかわる税金や社会保険への対応のために、企業の担当者は、自国だけでなく相手国における状況についても理解する必要が発生しています。

企業の国際化に伴って海外勤務者の人数は年々増加しており、今後もこの流れは変わらないものといえます。今回は、このように身近な存在となった海外勤務について、制度的観点からその取扱いを解説してみたいと思います。

海外勤務及び人事異動にかかわる概念

1. 世界的に見た海外勤務の類型

世界的に見た場合には、海外勤務契約形態について、一般的に以下のように区分されるといえます。

①Secondment

日本語においても一般にセコンドメントと呼ばれることがありますが、ここでは、派遣を意味します。

Secondment は最もシンプルで安定性の高い海外勤務の形態といわれ、ここでは本国における契約形態のまま海外における業務に従事することとなります。また、この場合には、一般的に本国における書面による労働契約の内容に必要な応じた修正を加えることにより、相手国における業務に従事することとなります。

従って、従業員は本国における法令の保護を受けつつ、有給休暇や各種フレンジベネフィット等を享受することが可能となります。

また、ここでは、従業員は本国における企業との契約に基づき相手国における企業等に対してサービスを提供することになることから、相手国における企業から本国の企業に対して対価が支払われることが一般的です。

②Transfer

Transfer は日本語における転籍を意味することになります。

多くの国において法令により外国人就業が制限されており、この場合には、当該国に設立された企業等と労働契約を締結することが外国人就業の要件とされることが一般的といえます。

この場合には本国の企業が相手国に設立した支店または現地法人等と労働契約を締結することが一般的です。また、税制メリットを有する国に設立された派遣会社が利用される場合もあります。

ここでは、本国における労働契約は解消されることになることから、退職に伴う給付が発生することに注意を要するものといわれています。

③Dual employment

Dual employment は日本語における二重雇用（出向）を意味することになります。

Dual employment は同時に 2 つの労働契約関係を有することになり、一般的に従業員は相手国企業及び本国企業双方に対してサービスを提供することになります。

従って、双方の契約関係、税務、給与、福利等について必要以上に複雑な状況が発生させることになります。ここでは契約にかかわる紛争が発生する場合には、本国及び相手国における双方の企業が責任を負わなければならない可能性があります。

また、企業は従業員の享受する福利について、本国または相手国のいずれの制度に基づくかについて明確にしなければならぬといわれています。

2. 日本における海外勤務の類型

上述のような世界的に見た場合の海外勤務の類型に対して、日本においては、一般に以下のような分類がなされます。

①海外長期出張及び応援、派遣

「長期出張」とは、一時的に従業員の勤務場所を変更し、その場所で自己の通常の業務を行わせることをいいます。また、「応援」とは、一時的に勤務場所を変更して、その場所で自己の業務以外の業務を行わせることをいいます。ここでは、従業員の所属事業所は従来と同じものとなります。

一方で、派遣とは社外派遣（業務提携先等）または社内の他事業所への派遣のことをいい、他社の事業所、または自社の他事業所等に従業員の勤務場所を長期的に変更して勤務させることをいいます。

②海外転勤

「転勤」とは、継続的に従業員の勤務場所を変更することをいいます。

③海外出向

「出向（在籍出向）」とは、自社の従業員として雇用を継続したままで他社の雇用となり、他社の事業所で他社の業務に従事させることをいいます。

④海外転籍

「転籍（移籍出向）」とは、自社を退職して他社の雇用となり、他社の事業所で他社の上司の指揮命令に従い、他社の業務に従事させることをいいます。

このように、①海外長期出張及び応援、派遣及び②海外転勤は世界的に見た場合の **Secondment** に、③海外出向は **Dual employment**、④海外転籍が **Transfer** に該当するものとえます。

これらの関係は、日本におけるいわゆる終身雇用（「期間の定めのない雇用」）制度を背景として、日本においては、④海外転籍があまり一般的ではなく、むしろ、世界的にみて「必要以上に複雑な状況が発生させる」といわれる **Dual employment** 形態である③海外出向が一般的な形態となっているといえます。

このように出向が一般的な形態として採用されることとともに、出向について人事権の行使の観点から、会社の就業規則や慣例を根拠とした人事異動であっても、従業員の私的生活面をほとんど配慮せず、従業員の被る不利益が甘受すべき程度を著しく超えると判断される異動命令や、合理性のない異動命令などについて判断される人事権の濫用が考慮に加えられることから、日本における海外勤務については、より複雑な状況が産みだされるものとなっています。

ここでは、その複雑な状況の一つの例である **2重雇用（就業）** について、日本と中国間で制度的にどのように解釈されるのかについて簡単に見てみたいと思います。

在籍出向と二重就業

在籍出向においては、自社の従業員として雇用を継続したままで、他社に雇用されることから、二重就業の問題が発生することになるといわれています。

日本の制度上は、以下のような考え方にに基づき、二重就業は認められるものとされています。

(1) 労働者は、労働契約によって定められた労働時間にのみ労務に服するのが原則であり、就業時間外は本来労働者の自由な時間であることから、就業規則で兼業・二重就業を全面的に禁止することは、特別な場合を除き許されない。

(2) 労働者の兼業・二重就業は、その程度や態様によっては、会社に対する労務提供に支障が生じることや、会



社の対外的信用や体面を傷つける場合がありますので、労働者の兼業について会社の承諾を必要とする就業規則の規定を設けることは不当ではない。

(3) 就業規則において兼業・二重就業を許可制としている場合、無許可の兼業それ自体が企業秩序を阻害する行為として懲戒事由となり得るが、基本的には、労務提供や事業運営、または会社の信用・評価に実質的に支障が生じるおそれのある場合に限り、懲戒の対象となる。

従って、二重就業を全面的に制限することはできないものといえますが、他方で企業の立場からは、会社の承諾を求める等の就業規則上の規定を設けることは認められるとされています。

これを海外出向との関係で捉えた場合には、会社命令による在籍出向は、制度上及び就業規則上は問題にならないとして判断されることとなりますが、形式上は会社側が承諾したものとする書面等を整備しておくことが望ましいものといわれています。

一方の中国においては、中国の労働法令上、原則的に二重雇用は禁止されていないものの、中国合弁企業の総経理、副総経理職については、他の経済組織における総経理、副総経理の兼務が禁止されています。

従って、日中間における海外出向については、双方の労働法制上問題にならないものといえますが、中国合弁企業以外の一般の有限責任会社の董事、(総)経理については、同業種の業務を行う企業の経営に従事することは、競業避止の観点から認められないとされていることから、同一企業グループ内の複数の企業等において兼務を行う場合は、その旨につき董事会決議または定款記載等を行なうことが望ましいものと考えられています。

以上のように、今後ますます身近なものとなることが予想されるグローバルモビリティについては、同時に非常に複雑な状況を生むものといわれていることから、従って、国際ビジネスに従事するビジネスパーソンの方々については、その背景及び状況について正確な理解を持つことが必要であると考えられます。

この記事は三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司の China Report からの転載記事となります。
(<http://rmb.bk.mufg.jp/chinareport/economics/>)

4

CONTACT

Mazars

Japan Desk

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,

200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

大澤 健彦 Osawa Takehiko

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. takehiko.osawa@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,

200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn